

小野町の畜産農家の皆様へ(新型コロナ対策支援事業)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた畜産農家の経営継続を支援します

## 「小野町畜産農家経営継続特別給付金」

### 給付金のポイント

- 令和2年4月から7月において食肉卸売市場や公的家畜市場に自己保有する牛を出荷販売した牛が対象です
- 販売(落札)価格が一定の条件を満たす場合に経営区分に応じた給付金を交付します(※基準額以下かつ下限額以上の条件があります)
- 1事業所(個人・法人)あたり上限 30 万円とします
- 申請期限は令和2年 11 月 30 日までです

詳しくは裏面をご覧ください

<お問い合わせ先>

小野町役場 産業振興課

電話 : 72 - 6938



## 給付金の対象者

次のことをすべて満たす方が対象です。

- 町内に住所を有する畜産農家または町内に事務所・畜舎等を設け経営している方
- 給付金を受けた後も畜産業を継続する方
- 町税等の滞納がない方

## 給付金の対象となる牛

●令和2年4月から7月において食肉卸売市場や公的家畜市場に出荷販売した牛（自家保有牛に限ります。）で税込落札額が以下の①と②の条件を満たすこと。（肥育を除く）

①基準額(A)(令和元年4月から7月の税込平均落札額の80%)以下 かつ

②下限額(B)(令和2年4月から7月の税込平均落札額の50%)以上 であること

区 分	基準額 (A)	下限額 (B)
肥 育	なし	なし
繁 殖	622,097円	320,564円
酪農(交雑)	323,807円	142,207円
酪農(乳用)	137,916円	48,338円

## 給付金の単価と上限額

●給付金単価（上記の対象となる牛1頭あたりの給付金単価です）

区 分	単 価	区 分	単 価
肥 育	6,000 円/頭	酪農(交雑)	40,000 円/頭
繁 殖	45,000 円/頭	酪農(乳用)	25,000 円/頭

●1事業者（個人・法人）の上限額は30万円です。

## 申請に必要なもの

- ①交付申請書兼請求書（役場産業振興課で配布しています）
- ②食肉卸売市場等で販売したことが分かる証明書の写し（肥育農家）
- ③公的家畜市場等で出荷販売したことが分かる証明書の写し（繁殖・酪農（交雑・乳用）  
※②と③は1頭ごとに証明書の写しが必要です。
- ④通帳の写し
- ⑤印鑑（シャチハタ不可）

**※対象になるか不明な場合は役場産業振興課までご相談ください。**